

配置転換、解雇、団体交渉でお悩みの皆様へ

労使トラブル 話し合いで解決して みませんか？



埼玉県マスコット
「さいたまっち」



埼玉県マスコット「コバトン」

手続きは、

簡単

丁寧

無料

詳しくはこちらまで御連絡ください！

埼玉県労働委員会事務局

☎048-830-6452・6465

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁第3庁舎4階

ホームページ

埼玉県労働委員会

検索

彩の国  埼玉県



よりよい労使関係のために



「団体交渉がうまくいかない」、「十分な説明がないまま解雇されてしまった」・・・

などなど、職場での困りごとはありませんか？

労働委員会では、こうした労働者（労働組合）と使用者との間のトラブル解決のため、中立・公平な立場で支援をしています。どうぞお気軽に御相談ください。

労働委員会によるトラブル解決！

●労働組合と使用者との間の仲立ちをします。

労働組合と使用者との主張が一致せず、自主的な解決が困難な場合に、「あっせん」等の方法で双方の話し合いをとりもち、紛争解決の援助を行います。

●個々の労働者と使用者との間のトラブル解決を支援します。

個人のレベルでは解決ができないような事案について、あっせん員が、双方から意見を聞いて、歩み寄りによる解決を図ります。

あっせんQ&A！

Q. あっせんってなに？

A. 労使間の紛争を自主的に解決することが困難な場合に、あっせん員が双方の話し合いをとりもったり、主張を調整するなどして、解決のための援助をします。申請は労使どちらからでも可能です。

Q. どんなことがあっせんの対象になるの？

A. 解雇等の人事や賃金といった労働条件に関すること、団体交渉や労働協約に関することなどがあっせんの対象になります。

Q. あっせん員には誰がなるの？

A. 公益委員、労働者委員、使用者委員の3者があっせん員になります。

公益委員・・・弁護士や学識経験者

労働者委員・・・労働組合役員

使用者委員・・・会社経営者・役員、経営者団体役員

Q. お金はかかるの？

A. 裁判と違って県や国に払う費用はありません。ただし、代理人を頼む場合は弁護士費用等がかかります。